

阿賀野市告示第172号

阿賀野市自立支援医療費育成医療支給実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年9月15日

阿賀野市長 加藤 博 幸

阿賀野市自立支援医療費育成医療支給実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市自立支援医療費育成医療支給実施要綱（平成25年阿賀野市告示第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第24項」を「第5条第25項」に改める。

第13条中「第58条第3項」を「第58条第4項」に改める。

第14条第2項中「新潟県社会保険診療報酬支払基金」を「新潟県医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この告示は、令和8年9月15日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第14条第2項の改正規定 令和8年10月1日
- (2) 第13条の改正規定 医療法等の一部を改正する法律(令和7年法律第87号)
附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日